ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード/マスターカード会員規定等の新旧対照表
（2026 年 11 月 16 日改定）

掲載日2026年11月16日

■ＪＰ ＢＡＮＫ ＶＩＳＡカード／マスターカード会員規定

改定前	改定後
第33条 支払停止の抗弁 (1) 会員は、リボルビング払い、分割払い、２回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対する当該事由に係る商品等に係る債務について支払を停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ① 商品等の引渡し又は提供がなされないこと ② 商品等に瑕疵（欠陥）があること ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること (2)～(6) （略）	第33条 支払停止の抗弁 (1) 会員は、リボルビング払い、分割払い、２回払い及びボーナス一括払いにより購入した商品等について次の事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、当行に対する当該事由に係る商品等に係る債務について支払を停止することができます。ただし、割賦販売法の規定の適用がないかその適用が除外される取引、商品・権利・役務についてはこの限りではありません。 ① 商品等の引渡し又は提供がなされないこと ② 商品等に破損、汚損、故障、欠陥、その他の種類又は品質、数量に関して契約の内容に適合しない場合があること ③ その他商品等の販売・提供について、加盟店に対して生じている事由があること (2)～(6) （同左）

■JP BANK カード WAON　WAON ポイント約款

改定前	改定後
第1 条（目的） 1. 本約款は、ＪＰ ＢＡＮＫ カード ＷＡＯＮ（以下「本カード」という）の利用等によりイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャルサービス」という）より本会員に付与される次条に定義するＷＡＯＮポイントに係るサービスについて定めるもので、イオンフィナンシャルサービスは、本約款に従ってＷＡＯＮポイントに係るサービスを提供します。 なお、イオンマーケティング株式会社（以下「ＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ発行者」といいます。）が管理運営するＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴサービスに係るＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ加盟店で、ＷＡＯＮを利用した場合に付与されるＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴについては、ＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ発行者が定めるＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴサービス規約（https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms）が適用されるものとします。 2. （略）	第1 条（目的） 1. 本約款は、ＪＰ ＢＡＮＫ カード ＷＡＯＮ（以下「本カード」という）の利用等によりイオンフィナンシャルサービス株式会社（以下「イオンフィナンシャルサービス」という）より本会員に付与される次条に定義するＷＡＯＮポイントに係るサービスについて定めるもので、イオンフィナンシャルサービスは、本約款に従ってＷＡＯＮポイントに係るサービスを提供します。 なお、付与されたポイントがイオンマーケティング株式会社（以下「ＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ発行者」といいます。）が管理運営するＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴである場合については、ＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴ発行者が定めるＷＡＯＮ ＰＯＩＮＴサービス規約（https://www.smartwaon.com/pc/#/point/terms）が適用されるものとします。 2. （同左）
附 則 本改正約款は、2025 年9 月8 日から適用します。	附 則 本改正約款は、2026 年 11 月 16 日から適用します。

■JP BANK カード WAON オートチャージに関する特約

改定前	改定後
第3 条（利用方法等） ＜上限金額20,000 円の場合＞ 1～4（略） ＜上限金額50,000 円の場合＞ 1. （略） 2. 本会員は、実行判定額及び入金実行額の新規設定及び変更ならびに本サービスの利用停止を行う場合には、当該機能を有するＷＡＯＮ端末により行うこととします。なお、実行判定額は、49,000 円を限度とし、入金実行額は、49,000 円を限度として（但し、実行判定額と入金実行額の合計額がＷＡＯＮ利用可能残高の上限金額を超えることはできません。）、1,000 円単位でイオンフィナンシャルサービス所定のＷＡＯＮ端末で設定又は変更ができるものとします。 3～4（略）	第3 条（利用方法等） ＜上限金額20,000 円の場合＞ 1～4（同左） ＜上限金額50,000 円の場合＞ 1. （同左） 2. 本会員は、実行判定額及び入金実行額の新規設定及び変更ならびに本サービスの利用停止を行う場合には、当該機能を有するＷＡＯＮ端末により行うこととします。なお、実行判定額及び入金実行額は、49,000 円を限度として（但し、実行判定額と入金実行額の合計額がＷＡＯＮ利用可能残高の上限金額を超えることはできません。）、1,000 円単位でイオンフィナンシャルサービス所定のＷＡＯＮ端末で設定又は変更ができるものとします。 3～4（同左）
附 則 本改正特約は、2025 年9 月8 日から適用します。	附 則 本改正特約は、2026 年 11 月 16 日から適用します。